



一般廃棄物の許可業者に 解約通知が届いたら

もし

第一話 解約通知書

私は町木麗奈 まちきれいな
ゴミ業界へ来て
一年目の新人

ある日
とある通知を
受け取ることに

上司いないし
どうしよ…

解約通知書?

?

このままじゃ契約
切られちゃう!?

ちよっと
待ったん!

契約者以外が
勝手に契約を
解除できな
いんだよ

**まずは裏面を
読んでね!**

そんなこと
できるの? ?

そのお客様の
契約書を確認
してみようよ

もしかしたら
その通知は
無効になるかも

契約解除通知書が届いた時は、契約書を確認してみましょう

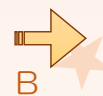
送付してきたのは？

- A：契約者
B：契約者ではない



契約書に解約条項はありますか？

- A：ある
B：ない



【正当な契約解除】

契約者に連絡をして
最終確認と
ご挨拶をしましょう。

今回の契約解除通知の内容は、解約条項に違反して
いますか？

- A：している I：していない



【不当な契約解除】

契約者に連絡をし、A：解約条項に違反しているために、

B：契約の当事者ではない第三者から届いた契約解除通知は、
受け入れられない旨を伝えたくて、改めて契約者の意思を確認しましょう。
どうしても契約解除を主張される場合には、条件を提示する等により解決しましょう。

さて

一廃協 一般廃棄物処理委託契約書 作成のススメ

● トラブル回避の一助として

処理委託の根幹的内容(*)を明記した契約書による
契約締結を、一廃協は推奨いたします。

(*) 廃棄物の種類・数量、料金、契約の有効期限等

● 処理委託契約書の内容は

廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理委託契
約書と同等のものであることをおすすめいたします。

● 管理会社等が介在する場合は

三者の契約書に、『各々の役割、事業の範囲、料金等
を示す』ことで、トラブルの回避や法的リスクの低下
が見込めます。

● 契約の「ある」と安心なこと(一例)

- お客様と許可業者との直接契約である
- 業務内容が許認可の事業範囲内である
- 分別、保管等が適正か確認してある
- 収集時間・方法、立地条件を確認してある
- 契約期間(開始・解除)について確認してある
- ごみ排出量、排出場所等を確認してある
- ごみの適正処理に必要な料金設定である
- 産業廃棄物は別契約である
- 産業廃棄物の回収時はマニフェスト交付の予定がある

契約者間で
相互確認を!

上記に関する
お問い合わせは
こちらまで



許可業者なら
安全♪安心☆

大阪市の一般廃棄物のごみ処理手数料は市条例で
定められておりますが、処理や料金、契約の不明点等
は、契約している許可業者、または“いっばいきょう”へ
お問い合わせください。



いっばいきょうキャラクター
きれーたん

大阪市許可

☎ 06-

発行：一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

【通称 いっばいきょう】

☎ 06-6648-5311

HPはこちら→



「いっばいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です